

認知症及びMCI（軽度認知障がい）の啓発等に係る連携・協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とエーザイ株式会社（以下「乙」という。）は、大阪府民（以下「府民」という。）に対する認知症及びMCI（軽度認知障がいのことをいう。以下同じ。）の啓発等に関する取組について相互に連携・協力して実施するため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の基本理念に基づき、第2条に規定する連携・協力事項を通じて、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持ち、安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）認知症及びMCIとその予防に関する正しい知識の普及啓発に関すること
- （2）共生社会の実現に向けた認知症の人と家族支援に関すること
- （3）地域における相談・支援体制の充実に向けた取組に関すること
- （4）その他、甲及び乙が合意する、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定により知り得た相手方の秘密及び個人情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに、本協定の遂行以外の目的に使用してはならず、かつ第三者に開示・漏洩してはならない。なお、本条の規定は、本協定終了後も有効に存続する。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、締結日より1年間とする。

2 前項の協定の期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方への通知を要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき

(3) 相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年9月14日

甲：大阪府

大阪府知事 吉村 洋文 印

乙：東京都文京区小石川4丁目6番10号

エーザイ株式会社

執行役 日本事業担当 遊佐 寿彦 印